

事例3 日新製鋼㈱及び日本金属工業㈱による経営統合

第1 本件の概要

本件は、ステンレス製品の製造販売事業を営む日新製鋼株式会社（以下「日新製鋼」という。）及び同事業を営む日本金属工業株式会社（以下「日本金属工業」という。）が、共同株式移転により両社の経営を統合することを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第15条の3である。

第2 一定の取引分野

1 商品範囲

ステンレス製品は、その形状によって、厚中板、熱延鋼帯、冷延鋼帯、鋼管、形鋼、棒鋼、線材等に分類される。このうち当事会社間で競合しているものは、厚中板、熱延鋼帯、冷延鋼帯及び溶接鋼管であるところ、これらについては、商品特性、用途及び製造方法のいずれも異なっていることから、需要及び供給の代替性は、いずれも認められない。

したがって、当事会社間で競合する「ステンレス厚中板」、「ステンレス熱延鋼帯」、「ステンレス冷延鋼帯」及び「溶接ステンレス鋼管」を商品範囲として画定した。

2 地理的範囲

前記1において画定した各商品について、国内主要メーカーの製造拠点は、東日本、中部及び西日本に分布しているところ、流通網が整備されていることから、日本国内での輸送に関して輸送面及び費用面での制約はなく、需要者の買い回る範囲はいずれも日本全国となっている。また、地域により販売価格が異なるといった事情も認められない。したがって、いずれの商品についても「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

前記第2で画定した一定の取引分野のうち、競争に及ぼす影響が大きいと考えられる分野は、「ステンレス冷延鋼帯」及び「溶接ステンレス鋼管」である。

1 市場シェア

平成22年度におけるステンレス冷延鋼帯及び溶接ステンレス鋼管の市場規模は、それぞれ約117万トン及び約13万トンである。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は、ステンレス冷延鋼帯について約35%・第1位となり、溶接ステンレス鋼管について約25%・第2位となる。また、本件行為後のHHIは、それぞれ約2,500及び約2,200であり、

H H I の増分は、それぞれ約 5 0 0 及び約 3 0 0 であり、いずれも、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

[ステンレス冷延鋼帯]

順位	会社名	市場シェア
2	日新製鋼	約 2 5 %
4	日本金属工業	約 1 0 %
(1)	当事会社合算	約 3 5 %

[溶接ステンレス鋼管]

順位	会社名	市場シェア
3	日新製鋼	約 2 0 %
4	日本金属工業	約 1 0 %
(2)	当事会社合算	約 2 5 %

2 競争事業者の状況

いずれの市場においても市場シェアが 1 0 % を超える有力な競争事業者が複数存在し、いずれの事業者も供給余力を有している。

3 輸入

輸送コストとの関係から現実的な商品輸送範囲であると考えられる東アジア地域には、有力なステンレスメーカーが複数存在している。

これらのステンレスメーカーの所在国から輸入されるステンレス冷延鋼帯及び溶接ステンレス鋼管に課される関税は無税である。また、輸送コストが輸入に対する大きな制約とはならない実態にあり、納期についても、国内品に比べて著しい差異はないと認められる。さらに、海外ステンレスメーカーによる日本国内の営業所の設置が積極的に進められているほか、日本国内の卸売業者も価格競争力のある輸入品を積極的に取り扱っている状況にある。実際、平成 2 2 年度の輸入割合は約 5 % であり、近年増加傾向にある。

したがって、輸入圧力が働いていると認められる。

4 隣接市場からの競争圧力

ステンレス冷延鋼帯及び溶接ステンレス鋼管は、様々な用途で複数の他商品との競合関係にあり、需要者にとって不合理な価格の上昇が生じれば比較的容易に他商品への転換が行われ得るものと考えられる。

したがって、隣接市場からの競争圧力が一定程度働いているものと認められる。

5 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。